

第14回 渋川市農業委員会総会 議事録

開会の日時 令和5年3月8日 午前 9時30分
 閉会の日時 令和5年3月8日 午前10時55分
 開会の場所 市役所第二庁舎 201会議室

委員

議席	氏名	出席	欠席	備考
1	眞下繁美			
2	高橋昭彦	○		
3	都丸正隆			
4	齊藤由香	○		
5	鳥山孝子			
6	廣瀬 淳			
7	岸 正二			
8	田中修之	○		
9	欠 員			
10	青木明雄	○		
11	内山繁司	○		
12	奈良嘉祐	○		
13	齊藤美保			
14	角田壽一	○		
15	飯塚敬子	○		
16	野村 隆	○		
17	青木洋一	○		
18	石田玉枝			
19	山本彰一郎	○		

渋川市農業委員会総会会議規則第20条の規定による出席者

	齋藤光男			農地利用最適化推進委員委員長
	岩崎雅信			農地利用最適化推進委員副委員長
	阿部正雄			農地利用最適化推進委員班長
	諸田好真			農地利用最適化推進委員班長

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、出席委員を減員して開催。

議事録署名委員 議席 4番 齊藤 由香 委員
議席 11番 内山 繁司 委員

議事参与が制限された委員数 0人 傍聴人数 0人

委員以外の出席者 事務局長 千木良 典行
副事務局長 (農業振興係長) 小野 宏仲
統括主幹 (農地調整係長) 吉田 徳之
主 事 奥山 早紀

会 議 の 顛 末

開 会 <午前9時30分>

事務局

おはようございます。

開会前に議案書の差し替えがありますので、ご報告いたします。差し替えの理由につきましては、委員の皆様へ議案書を発送後、議案第4号、農地法第5条の規定による許可決定についての一部に修正があったため、また、議案第6号渋川市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部体制についてを追加する事になったため、差し替えの議案書をお手元に配布させていただきました。よろしく願いいたします。

それでは、定刻となりましたので、渋川市農業委員会総会会議規則第2条第3項の規定によりまして、山本会長に議長を努めていただき、議事進行をお願いいたします。

議 長

改めまして、おはようございます。始まる前にご協力願います。毎度のことですがけれども、会議に支障をきたすため、携帯電話等はマナーモード又は電源を切ってもらいたいと思います。

それでは、令和4年度第14回渋川市農業委員会総会を開会いたします。

皆さまのご協力により、スムーズに議事進行を進めたいと思います。

今回の総会につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止等により、必要最低限の出席をお願いしているところでございます。このことにより、ただいまの出席委員は18人中11名で会議は成立しております。

早速ですが議事に入ります。

まず、議事日程第1、会期の決定を議題とします。

本会議の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定します。

続きまして、議事日程第2、議事録署名委員の指名を議題とします。

議事録署名委員に、議席番号4番、齊藤由香委員、議席番号11番、内山繁司委員を指名したいと思います。これにご異議ございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって議事録署名委員は、齊藤由香委員と内山繁司委員に決定いたしました。

続きまして、議事日程第3、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてをご説明いたします。

以降は、着座にて説明させていただきます。

報告書の1ページをお願いいたします。

農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

この度の届出は、1ページから2ページに記載の番号1番から7番の7件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、賃貸人、賃借人、土地の表示及び面積、賃貸借契約をした日、合意解約の合意が成立した日、賃貸借の合意による解約をした日及び土地の引き渡しの時期は記載のとおりであります。

以上で、報告第1号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長 はい、事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

続きまして、議事日程第4、報告第2号、農地使用貸借合意解約通知についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、報告第2号、農地使用貸借合意解約通知についてをご説明いたします。
報告書の3ページをお願いいたします。
農地使用貸借合意解約通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。
この度の届出は、3ページから4ページに記載の番号1番から4番の4件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、貸付人、借受人、土地の表示及び面積、契約をした日、合意解約が成立した日、合意による解約をした日及び土地の引き渡しの時期は、記載のとおりであります。
以上で報告第2号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議 長 事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いいたします。

（「質疑なし」の声あり）

議 長 質疑なしと認め、質疑を終結します。
続きまして、議事日程第5、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてをご説明いたします。
報告書の5ページをお願いいたします。
農地法第3条の3第1項の規定による届出について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。
この度の届出は、5ページから9ページに記載の番号1番から9番の9件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、届出者、土地の表示及び面積、権利を取得した日は、記載のとおりであります。
また、すべての届出について、権利を取得した事由は相続、取得した権利の種類は所有権であります。
以上で報告第3号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議 長 はい、事務局の報告が終わりました。

議 長 質疑等がございましたらお願いします。

14 番 はい、14番、角田です。

議 長 はい、14番。

14 番 番号1番の届出者は、相当な面積を相続しましたが、私が把握している場所が相続となっています。少し説明を加えてもらえればと思います。よろしくお願いします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

14 番 はい、農地調整係長。

事務局 提出書類上で確認をさせていただきましたところ、令和2年3月15日に所有者がお亡くなりになって、最終的に相続が解決できたので、3条の3第1項の届出が出てきたと、というような状況です。

14 番 届出者は亡くなっているのですか。

事務局 いいえ。届出者が相続を受けたと、というような状況です。その前の所有者っていうのは届出の中では、誰っていうのは書いてないので、お時間をいただければご報告ができるのかなと思っております。

14 番 場所を知りたいのですが。

事務局 そうすれば、総会終了までに所有者等を確認して、最後に報告させていただくということでしょうか。

14 番 はい。結構です。

知ってる範囲では、届出者は息子さんかと思うんですよ。耕作放棄地がこの筆の中に含まれていると思うんですけども、確認しないとわかりません。相続の申請が出たってことは、所有者が確認出来たということになると思うんですが、地元の者としても、確認はしておきたいなという感じがする、そういう意味でお尋ねしました。以上です。

議 長 はい、暫時休憩に入ります。

(休 憩)

議 長 開会いたします。事務局お願いします。

事務局 先程の相続の話なんですけども、うちの方の履歴の中では、届出者との関係は登記簿等を取らないとわかりません。

14 番 わかりました。登記簿、法務局へ訊ねる必要もないし、次男の方に相続が行われたというふうに推察できます。ありがとうございました。

議 長 よろしいですか。

14 番 はい。

議 長 それでは、他に質疑等がございましたら、お願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
続きまして、議事日程第6、報告第4号、制限除外の農地等移動通知についてを議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、報告第4号、制限除外の農地等移動通知についてをご説明いたします。

報告書の11ページをお願いいたします。

制限除外の農地等移動通知について次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。

この度の届出は、11ページに記載の番号1番から2番の2件で、表頭の左から、番号、受付年月日、届出者、土地の所有者、土地の表示及び面積、農地転用時期及び転用目的は記載のとおりであります。

以上で報告第4号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議 長 はい、事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

続きまして、議事日程第7、報告第5号、農地転用申請に伴う現地調査についてを議題とします。

それでは、渋川、小野上地区を青木明雄第1班長、子持、赤城、北橘地区を齊藤由香第1班長より報告をお願いします。最初に青木第1班長、お願いいたします。

10 番

はい。第1班、着座にて説明させていただきます。

令和5年2月28日に実施しました、第1班、渋川、小野上地区の現地調査報告をいたします。参加者は、田中委員と、私、青木、事務局は、小野副事務局長、中嶋主任の計4名で実施しました。渋川地区の今回の許可申請は、第4条による申請が1件、第5条による申請（保留分）が1件、第5条による申請が12件、合計14件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。

始めに4条申請であります。5ページをご覧ください。

申請番号4の1番の現地は、東は道路、西と南は宅地、北は畑と宅地となっています。申請地は、問題ないと思います。

次に5条申請（保留分）であります。7ページをご覧ください。申請番号5の3番（保留分）の現地は、東は水路、西は田と道路、南は道路、北は宅地となっています。申請地は、問題ないと思います。

次に5条申請であります。9ページをご覧ください。

申請番号5の1番の現地は、東は山林、西は道路、南は畑と山林、北は畑となっています。申請地は、問題ないと思います。

10ページをご覧ください。

申請番号5の2番の現地は、東と北は道路、西は許可申請地、南は畑と山林となっています。申請地は、問題ないと思います。

申請番号5の3番の現地は、東は許可申請地、西と北は道路、南は畑と山林となっています。申請地は、問題ないと思います。

11ページをご覧ください。

申請番号5の4番の現地は、東と北は道路、西は畑、南は畑と山林となっています。申請地は、問題ないと思います。

申請番号5の5番の現地は、東は宅地、西と南は畑、北は道路となっています。申請地は、問題ないと思います。

申請番号5の6番の現地は、東と南と北は道路、西は畑となっています。申請地は、問題無いと思います。

12ページをご覧ください。

申請番号5の7番の現地は、東は宅地、西は水路、南は宅地と道路、北は宅地となっています。申請地は、問題ないと思います。

申請番号5の8番の現地は、東は道路、西は畑、南は宅地と許可申請

地、北は一体利用する宅地となっています。申請地は、問題ないと思います。

申請番号5の9番の現地は、東は道路、西は畑、南は一体利用する宅地、北は許可申請地となっています。申請地は、問題ないと思います。

13ページをご覧ください。

申請番号5の10番の現地は、東と西は畑と宅地、南と北は道路となっています。申請地は、問題ないと思います。

申請番号5の11番の現地は、東と西と北は畑、南は道路となっています。申請地は、問題ないと思います。

申請番号5の12番の現地は、東と西は道路、南と北は畑と宅地となっています。申請地は、問題ないと思います。

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われま。

以上で第1班、渋川、小野上地区の現地調査報告を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。続いて、齊藤第1班長、お願いします。

4番 はい、4番、齊藤。着座にて説明させていただきます。

2月28日に実施しました、第1班子持、赤城、北橘地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、角田委員、飯塚委員、事務局、吉田係長、奥山主事と私齊藤の5名で実施しました。

子持・赤城・北橘地区の今回の許可申請は、第5条による申請は13件でありました。それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は、議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。

5条申請であります。14ページをご覧ください。

申請番号5の13番の現地は、東と西と北は道路、南は宅地となっています。申請地は問題ないと思われま。

申請番号5の14番の現地は、東と北は畑、西は一体利用する宅地、南は道路となっています。申請地は問題ないと思われま。

申請番号5の15番の現地は、東と南と北は畑、西は道路となっています。申請地は問題ないと思われま。

申請番号5の16番の現地は、東と南は同月申請されている申請番号5の17番の申請地、西は畑、北は道路となっています。申請地は問題ないと思われま。

15ページをご覧ください。

申請番号5の17番の現地は、東は道路、西は同月申請されている申

請番号5の16番の申請地と畑、南は畑、北は同月申請されている申請番号5の16番の申請地と道路となっています。申請地は問題ないと思われま

す。申請番号5の18番の現地は、東は畑と宅地、西と南は道路、北は畑となっています。申請地は問題ないと思われま

す。申請番号5の19番の現地は、東は道路、西と南と北は畑となっています。申請地は問題ないと思われま

す。16ページをご覧ください。

申請番号5の20番の現地は、東と北は畑、西は道路、南は畑と宅地となっています。申請地は問題ないと思われま

す。申請番号5の21番の現地は、東は畑、西と南と北は道路となっています。申請地は問題ないと思われま

す。申請番号5の22番の現地は、東と北は畑、西は宅地、南は道路となっています。申請地は問題ないと思われま

す。17ページをご覧ください。

申請番号5の23番の現地は、東と南は一体利用する雑種地、西と北は道路となっています。申請地は問題ないと思われま

す。申請番号5の24番の現地は、東は畑、西と南は道路、北は墓地となっています。申請地は問題ないと思われま

す。申請番号5の25番の現地は、東と西は畑、南は道路、北は一体利用する宅地となっています。申請地は問題ないと思われま

す。なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われま

す。以上で第1班、子持、赤城、北橋地区の現地調査報告を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。

現地調査の報告が終わりました。ただ今の報告につきまして、質疑等がありましたらお願いいたします。

いいですか。この5の2番は、何の為の迂回路ですか。工場が出来るんかい、道路の拡張かい。

事務局 はい、議長。農業振興係長。

議長 はい、農業振興係長。

事務局 こちらの申請地でございますけれども、その先にリサイクル施設を作る予定になっております。そこへ搬入、搬出する為に、道路を広げなければならない。その広げる間に、一旦迂回路を作って、道路が出来るまではそこを利用して、出来上がったら、その拡幅した道路を使

うんで、農地に戻す一時転用ということです。

議長 はい。ありがとうございます。他に何かございますか。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。
以上で現地調査報告を終わります。
続きまして、議事日程第8、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。
申請番号3の1番から8番の8件を上程し、審議いたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議長 はい、農地調整係長。

事務局 はい、着座にて説明させていただきます。ただいまご上程いただきました、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、ご説明いたします。

議案書の1ページから3ページ関連です。議案書の1ページをお願いいたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号3の1番から8番につきまして、権利関係、土地の所在及び面積等、並びに申請人の住所、氏名、経営状況等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請番号3の1番から3番は、農業経営規模拡大の為の申請となります。それぞれ、受人、渡人、当事者の話し合いが整いましたので、申請されたものです。

なお、農地法第3条第1項の規定により、許可をするには、農地法第3条第2項第1号において、譲受人または世帯員等の農地のすべてについて、耕作を行うと認められることが定められております。

申請番号3の3番につきましては、令和5年2月16日、事務局にて、譲受人所有の農地を確認したところ、自宅に隣接している畑一筆において、庭木が植えられており、農地の利用が認められないことから、2月21日、譲受人に是正を指導したところ、当面は是正する意思はないとのことでありました。つきましては、譲受人の農地のすべてについて、耕作を行うと認められないことから、不許可相当であると思われる

ます。

2ページをお願いいたします。

申請番号3の4番及び7番は、農業経営規模拡大のための申請となります。

申請番号3の5番は、農業参入のための申請となります。なお、農地法第3条第3項の規定により、農地所有適格法人以外の法人に対し、許可をする場合は、あらかじめ市長に通知し、市長が必要があると認める時は、意見を述べる事が出来ることとなっております。このため、2月20日付、渋川市長宛、農地法第3条第3項の規定による、農地等の権利取得の許可について、通知しましたが意見の提出はありませんでした。

申請番号3の6番は、営農型太陽光発電設備設置による、地上権設定のための申請となります。

なお、申請番号3の5番、6番につきましては、同一の申請地となっており、第5条申請も併せて提出されております。それぞれ、受人、渡人、当事者の話し合いが整いましたので、申請されたものです。

3ページをお願いいたします。

申請番号3の8番は、農業経営効率化のための申請となります。受人、渡人、当事者の話し合いが整いましたので、申請されたものです。

また、お手元に配布してあります、農地法第3条調査書につきましては、記載のとおりです。

以上で、農地法第3条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程、お願いいたします。

議 長 はい、事務局の説明が終わりました。申請番号3の1番から8番の8件について審議いたします。ただいまの事務局説明及びお手元の3条調査書内容について質疑のある方はお願いします。

14 番 はい、14番、角田です。

議 長 はい、14番。

14 番 説明いただいた3の5番の関係ですけれど、市長から意見はなかったということなんですけれども、3条調査書第2号のところ为空欄になっている、それが返答がないということでしょうけれども、5条申請でもこの渡し人が関わってくると思うんですけど、大丈夫なんですか。市長さんはもうほったらかしでかまわないの。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議 長 はい、農地調整係長。

事務局 はい、市長の意見の提出ということで、農業委員会の申請に対して、認める認めない等の意見があるかを確認したという事になります。

14 番 それで市長は意見がないということですか。

事務局 はい、特に問題になるようなことはないということで解釈をいただくのがよろしいのかなと思います。問題があれば意見をいただくようなことになるかと思います。

議 長 よろしいですか。

14 番 こんな例は滅多にないんで、確認させてもらいました。結構です。

議 長 自分が自分で言いますけども3の3番について、農業ですよ。是正しないということは、農地に庭木等が植わっているということですがけれども、贈与の問題について、是正しないと貰うことはできないのか。見解を求める。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議 長 はい、農地調整係長。

事務局 贈与についても、農地法の第3条における第2項の適用を受けます。適用を受けないのは、相続ということになりますので。

議 長 ああ、そういう解釈ね。はい、わかりました。そうすればこの3の3番について、是正しないということで回答があったということでございますけれども、その辺のところを皆さんで審議してもらわないと前に進まないんですけれども、3月21日の調査によって、だめだという回答が先ほどあったんですけれども。調査員が行って見たら、木が植わっていたと。そしたらこんな太え木を切っちゃうんかい、もったいないと近所の人に言われた、だから切らねえよという話になったと思うんです。私のスローガンとして掲げているように、遊休農地ストップということでですね、新年の農業委員会だよりを書いたつもりなんですけれども、こういう問題があるのかなあというように疑問に感じているところなんです。この辺のところを皆さんにお諮りして、許可する許可しないを審議しないと前に進まないんで、ないがしろにしていいんじゃないって言えば、そうなっちゃうんだけど、だめなものは

だめなんだし、ということなんです。まあ、その辺のところを皆さんでもう少しちょっと頭をひねってもらって、3の3番なんですけれども、所有権の移転の問題なんですよ。贈与ということで現地調査したところ、どんだけ庭木があるかわかりませんが、農地に庭木が植わっていたということでした。農地としてどのくらい使えるか、その辺のところもわかりません。8割ほどが更地なら、木が植わっていてもいいんじゃないかという気もしない訳でもないんです。ただ、現地に行ってみているのが、事務局職員ということでございます。木が自然に生えたのか、植えたのか私にはわかりません。その辺のところを贈与する贈与しないという部分となります。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議長 はい、農地調整係長。

事務局 申請地とは別の場所にはなるんですけれども、問題になっているところは、ご自宅の脇、ご自宅の壁に囲われてて写真が今こちらにあるんですけれども、庭として使っているような状況です。

議長 暫時休憩します。

(休憩)

議長 開会します。

2番 はい、2番、高橋。

議長 はい、2番、高橋委員。

2番 3の3番については、第1号の全部効率のところ該当するところ、これは自宅のところと、申請地は地番が違うと思うんですよ。贈与を認めないっていう訳ではないんですけれども、まず自宅のところを是正してもらって、追認で宅地に変更してもらおう。それをしてから、贈与の申請をしてくれという指導しかないと思うんです。それであれば許可できるんで、宅地で農地のところが囲まれてて、農地のまんまそれを是正しないで許可を出すっていう訳にはいかない。他のところもこれからそうなるので、何でも追認は一切なしで、許可するしかなくなっちゃう格好になると思う。これはあくまでも、是正指導したことを追認で、農地から宅地に変更してもらおう。その後、贈与を受けるというやり方で、いかがなものでしょうか。

議 長 はい、私もそのとおりに思います。ただ、申請事由は、農業経営規模拡大のためと、経営規模拡大たって山ん中だから。

14 番 はい、14番、角田。

議 長 はい、14番。

14 番 はい、今の高橋委員が仰ったとおりでと思って、こちらも聞かせてもらいましたけれども、ここに書いてある農業経営規模拡大のためってのが、大丈夫だみたいな言葉でね。どこかでもありましたよね。農業経営拡大がえらいことになっちゃって、草地ばかりになったことは、皆さん承知している訳ですよ。これを手続きいただいて、贈与も出来るような形にしてもらえば、高橋委員の仰るとおりに、決着がつくんじゃないんですか。

議 長 ではあの、皆さんにお諮りするんですけども、先ほど高橋委員の方からと、角田委員の方からの贈与の関係について、上手く説明出来ませんけれども、所有権移転をする前に、是正をしてもらうというような形の再指導をして、再度審議するという事でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ということで、事務局で指導をもう一回してみますか。その辺のところを穏便に、私も夕方であればすぐ来いと言ってくれればすぐ行きますけれど。ということで、前に進みたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 その他なにかございますか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め質疑を打ち切ります。お諮りします。
議案第1号、申請番号3の1番から8番の8件のうち、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用していない申請番号3の3番の1件については、農地法第3条第2項第1号の規定により、不許可とし、再度、申請するという指導するという事で、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、申請番号3の1番から8番の8件のうち、申請番号3の3番の1件については不許可とし、申請番号3の3番を除く申請番号3の1番から8番の7件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第9、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号4の1番の1件を上程し、審議いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議長 はい、農地調整係長。

事務局 はい、ただいまご上程いただきました、農地法第4条の規定による許可申請につきまして、ご説明いたします。

議案書の5ページをお願いいたします。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、次のとおり、農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号4の1番につきまして、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。申請番号4の1番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われま。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

以上で、農地法第4条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程、お願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。申請番号4の1番の1件について審議いたします。質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め質疑を打ち切ります。お諮りします。

議案第2号、申請番号4の1番の1件については、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、申請番号4の1番の1件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第10、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について（保留分）を議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号5の3番保留分の1件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可申請（保留分）につきまして、ご説明いたします。

議案書の7ページをお願いいたします。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について（保留分）、次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号5の3番（保留分）は、2月7日の総会にお諮りし、農地法施行規則第57条第1項第2号に規定の申請に係る事業の施工に関して、行政庁の免許、許可、認可等の処分、または処分の見込みが必要とされ、本件申請は、都市計画法の開発許可、もしくは許可見込みが必要ですが、先月の総会審議時点では、許可及び許可見込みがなかったことから、保留とした案件です。今般、前橋土木事務所へ確認したところ、許可見込みがあるとの回答が得られましたので、再議をお願いするものであります。

なお、申請地は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第一種農地の不許可の例外に該当すると思われまます。

以上で、農地法第5条の規定による許可申請について（保留分）の説明を終わります。よろしくご審議の程、お願いいたします。

議長 はい、事務局の説明が終わりました。申請番号5の3番（保留分）について審議いたします。質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め質疑を打ち切ります。お諮りします。

議案第3号、申請番号5の3番（保留分）の1件については、3,000平方メートルを超える案件であり、群馬県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取するため、許可相当とすることで異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、申請番号5の3番（保留分）の1件については、群馬県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取した結果、問題ない場合は、渋川市農業委員会会長専決規程第2条第1項の規程により許可書を交付することに決しました。

続きまして、議事日程第11、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の方を求めます。

申請番号5の1番から25番の25件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議長

はい、農地調整係長。

事務局

はい、ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可申請につきまして、ご説明いたします。

議案書の9ページから17ページ関連です。

議案書9ページをお願いいたします。

議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号5の1番から25番につきまして、権利関係、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号5の1番は、農用地区域内にありますが、一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われ。

10ページをお願いいたします。

申請番号5の2番は、一部は農用地区域内にありますが、一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われ、一部は農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われ。

申請番号5の3番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われ。

11ページをお願いいたします。

申請番号5の4番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も、10

ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われる。

申請番号5の5番は、JRの駅から約430メートルのところに位置しており、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

申請番号5の6番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は、議案書に記載のとおりです。

12ページをお願いいたします。

申請番号5の7番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は、議案書に記載のとおりです。

申請番号5の8番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第一種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

なお、申請地は既に、農地以外の利用がなされており、申請人により始末書が出されています。

申請番号5の9番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第一種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

13ページをお願いいたします。

申請番号5の10番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第一種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の11番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第一種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の12番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

14ページをお願いいたします。

申請番号5の13番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第一種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の14番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第一種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号5の15番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第一種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の16番は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当しますが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第一種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

15ページをお願いいたします。

申請番号5の17番は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当しますが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第一種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の18番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の19番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第一種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

16ページをお願いいたします。

申請番号5の20番は、上下水道施設が埋設されている道路に面し、かつ500メートル以内に、二つ以上の公共公益施設が存在していることから、農地区分は、議案書に記載のとおりと思われます。

申請番号5の21番は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当しますが、営農型太陽光発電施設用地として使用するための一時転用申請であり、許可の例外に該当すると思われます。

なお、営農型発電設備の農地法許可申請実情調査を2月28日に実施いたしました。結果につきましては、お手元に配布した実情調査結果報告書に記載のとおりです。

申請番号5の22番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

17ページをお願いいたします。

申請番号5の23番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の24番は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当しますが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第一種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号5の25番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住

宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第一種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

以上で、農地法第5条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程、お願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。申請番号5の1番から25番の25件について審議いたします。

まず始めに、申請番号5の21番の1件について審議します。それでは、営農型発電設備の農地法許可申請実情調査の報告を調査員を代表し、角田委員にお願いします。

14 番

はい、議長。14番、角田。

議 長

はい、14番、角田委員。

14 番

報告させていただきます。着座にて失礼します。

調査は、2月28日に、山本会長、高橋会長職務代理者、飯塚農政部会長、地元の兵藤推進委員と私、角田で、事務局からは、千木良事務局長、小野副事務局長、吉田係長の合計8名で行いました。お手元に配布いたしました実情調査書の番号1番から7番の各項目について、適合しますので報告いたします。

ただ、一言二言付け加えさせていただきます。非常に今回の営農型の申請が、複雑多岐に渡っておりまして、3条申請と5条申請と二つの申請になってしまっております。東京都千代田区九段で発電事業をやっている受人と、そこに渡人が土地を太陽光発電の為に貸した。更に付け加えて、営農型太陽光の下で農作物栽培をしなくちゃならないんですけども、これがまた3条申請にありますように、個人の農家ではなくて非営利団体の3者が入り交じっているような感じですが、従来の農地所有者は、作付けをして80パーセントの収穫を得れば、その営農型は、OKを貰っている訳ですけども、非常に疑問点が生じる訳なんですけども、書類が整っている上で許可ということになるんですけども、説明会も延々と1時間くらいかかりました。まあ、結論的にはOKということですけども、会長の方からも、所有者と発電事業者など3人バラバラということなので、会長からも三位一体という言葉が飛び出しました。多分、三位一体の事由がわかっていないんだと思うんですけども。ここ何年か非常にこの営農型の権利は、頭を悩ますことになるでしょうけども、とりあえずは、適合ということでご報告させていただきます。以上でございます。

議 長

はい、ありがとうございました。

それでは、審議した部分について補足させていただきます。耕作をするのが非営利目的のNPO法人が耕作するんだということでありました。一応、その辺のところでは追跡調査をしなければならない部分でございます。その辺のご理解を賜りまして、農業委員会としても追跡調査をしていくというような形で、許可を出すということになりましたので、ご承知おき願ひ、皆さんの方で、助言していただければ幸いです。私からの意見は以上です。

それでは、申請番号5の21番の1件について審議します。

先ほどの報告を含め、申請事案について質疑のある方はお願いいたします。

10 番

はい、10番。青木。

議 長

はい、10番、青木委員。

10 番

耕作をする特定非営利団体は、どういう団体なんですか。

議 長

その非営利団体の作業員が、当日、出席しまして、団体の組織を持ってる方が来てくれなかったんです。ただ、書類上は、許可しなければならない案件ですので、出席した農業委員、山本、高橋、飯塚、角田、あと、兵藤推進委員の方なんですけれども、その後の事案について1時間の上、審議したんですけれども、二人にいくら質問しても回答が得られないんですよ。届出的には、許可する案件ですので、それ以上のことを言えねえんさね。

14 番

はい、14番、角田。

議 長

はい、角田委員。

14 番

自分もその場にいた関係上、自分の分かった範囲で説明させていただきます。

例えば、渋川地区においても社会福祉法人があるのをご存じだと思います。その方々は、朝、大型バスで赤城の津久田の方へ行って、日中作業してお昼を食べて夕方には帰られる、そういうパターンで、農福連携のパターンなんですけど、この非営利法人は、ブルーベリー作って金儲けしなくもいんじゃないかかって思うんですけども、だから儲かっても儲からなくても良いんだっていう感じになるんです。ブルーベリー栽培において、毎年秋に植え替えてって言うんですよ、去年から大事にしてブルーベリー作ってるのにそんな馬鹿げな事あるわけ

ないんです。それと、例えば収穫ができて収穫時期に営農型太陽光の設置業者が、何十人も応援を出すという風に言ってるわけですよ。ブルーベリーが一辺に収穫するかそんな作物でないことはの農業関係者なら分かってますよね。そういうところからも非常に不自然で、NPO法人の事務所は、ご存じか分かりませんが、個人的なお宅かもしれませんし、赤城町溝呂木においてある。ブルーベリー植えたら、除草シートを敷きたい、除草シート敷けば除草の仕事はなくなりますよね。ただ、機械も入らないし、もう栽培をするという意識がまったく農業をする者とすれば全然伺えなかったです。ですから、3者の繋がりの中でNPO法人は非常に危険だとそういう風に認識しております。

10 番 はい、10番、青木。

議 長 はい、青木委員。

10 番 皆さんも、多少はご存じだと思うんですけども、大規模開発で太陽光の関係の企業っていうんですかね、景観もそうですし、全国では認められないような団体とかそういう企業があるみたいなんで、そこら辺のところは、非常に注意しながら、見ていただかないと、群馬県は入りやすいところだということになって、結構問題になってくると思うんで、そこら辺のところは、お願いしたいなと思うんです。

議 長 今、青木委員の方から注意してみてくださいという注意書きをいただいた訳ですけども、継続して見ていくということで、一応許可するしかしょうがねえだろうということになりましたので、よろしく願います。

他に何かございますか。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め質疑を打ち切ります。お諮りします。
議案第4号、申請番号5の21番の1件については、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、申請番号5の21番の1件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、申請番号5の21番を除く、申請番号5の1番から25番の24件について審議します。質疑のある方は願います。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め質疑を打ち切ります。お諮りします。
議案第3号、申請番号5の21番を除く、申請番号5の1番から25番の24件については、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号5の21番を除く、申請番号5の1番から25番の24件については、議案のとおり許可することに決しました。
続きまして、議事日程第12、議案第5号、農用地利用集積計画の決定についてを議題とし、議決を求めます。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただ今、ご上程いただきました議案第5号農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。

議案書の19ページをお願いします。

農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決をお願いするものでございます。

内容についてご説明いたします。この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て定めることとなります。

今回の計画決定に伴う対象農地については、渋川地区、小野上地区、子持地区、赤城地区、北橋地区における農用地利用集積計画であります。

なお、この計画概要の公告は、令和5年4月1日を予定しております。

計画概要につきましては、19ページの表の右の列に記載のとおり利用権設定に係る利用権存続期間の合計は、所有者が99人、借受人が61人、筆数が203筆、面積が30万3,515.55平方メートルです。

この個別の内訳は、20ページから28ページに記載の利用権設定総括表のとおりであります。

また、この計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。

以上で議案第5号の説明を終わります。ご審議のうえ、ご議決くださいますよう、よろしくをお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。
質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め質疑を打ち切ります。お諮りします。
議案第5号、農用地利用集積計画の決定については、認めることで、
ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

事務局 異議なしと認め、議案のとおり承認することに決しました。

議 長 続きまして、議事日程第13、議案第6号、渋川市農業委員会農地等
の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正についてを議題とし、
議決を求めます。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局 ただ今、ご上程いただきました議案第6号、渋川市農業委員会農地等
の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正について提案理由及
び議案の内容をご説明いたします。

議案書の29ページをお願いします。

はじめに、提案理由について、ご説明いたします。

指針について、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、所要
の改正をしようとするものです。

次に、議案の内容について、ご説明いたします。

農業委員会等に関する法律第7条第2項の規定により、渋川市農業委
員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部を別紙のように
改正したいので、農業委員会の議決をお願いするものです。

別紙につきましては、34ページをお願いいたします。

指針につきましては、令和4年4月に改正いたしました。令和5年4
月1日施行の農業委員会等に関する法律第7条が改正となり、指針に定
めなければならない事項に目標の達成状況の評価方法と地域計画の目
標を達成するための役割等が追加されたため、所要の改正を行うこと
となりました。評価方法として追加したところは、36ページの2行目、

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法、次は37ページの11行目、
(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法、次が38ページの2行目、(3) 新規参入の促進の評価方法の三点です。また、38ページの8行目、第3地域計画の目標を達成するための役割を追加いたしました。法改正として、追加するところは以上の四点になります。

34ページに戻っていただきまして、今回の法改正とは関係ありませんが、指針の始めに第1基本的な考え方を追加いたしました。これは、この指針の基本的な考え方を示したもので、農業委員会において農用地等の利用の最適化の推進が最も重要な必須事項であることなどをメインにしています。なお、現状および目標等の数字については変更がございません。

また、30ページから33ページの新旧対照表の斜線部分が、今回、修正、追加したところになります。先ほどの説明のほか、地域計画に関することなどを修正、追加しています。

なお、この指針につきましては、令和5年3月8日に施行し、令和5年4月1日から適用としたいものです。

また、ご議決後、ホームページ等で公表を行う予定です。

以上で議案第6号の説明を終わります、ご審議のうえ、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。先ほどの件について、何かご質問がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、議案のとおり承認することに決しました。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、原案どおり可決します。
以上をもちまして、第14回総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

閉 会 <午前10時55分>